

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 5 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

平成31年度保険者努力支援制度（都道府県分）に係るQ&Aの送付について

「平成 31 年度保険者努力支援制度（都道府県分）について」（平成 30 年 8 月 8 日付け保国発 0808 第 3 号）（以下「本通知」という。）を通知したところですが、本通知に係る追加のQ&Aを別添のとおりまとめましたので、内容について御了知いただきますようお願いいたします。

平成31年度保険者努力支援制度(都道府県分)に係るQ&A

【(指標3)都道府県の取組状況の評価】

問1 「医療提供体制適正化」の指標①、②、④、⑤について、平成30年度中に実施予定の場合は評価対象とならないのか。

(答) 平成30年度中に実施予定の場合であっても評価対象といたします。平成30年度中に実施予定の都道府県においては、その旨と実施予定の時期が分かる資料を平成30年10月1日(月)までにメールで kokuho@mhlw.go.jp (保険者努力支援係あて)へご報告ください。

問2 「医療提供体制適正化」の指標④、⑤について、地域医療構想調整会議ではない場で議論を行っている場合、評価対象とはならないのか。

(答) 地域医療構想調整会議以外の場において議論を行っている(予定も含む)場合も評価の対象とします。平成30年度中に地域医療構想調整会議以外において議論を行った(行う予定も含む)都道府県においては、その旨と調整・議論の状況が分かる資料を平成30年10月1日(月)までにメールで kokuho@mhlw.go.jp (保険者努力支援係あて)へご報告ください。